

2019年12月18日（水）  
愛知県労働局産業人材育成課  
公共訓練グループ  
担当 小川、鈴木  
内線 3444、3445  
ダイヤル 052-954-6364

## 元愛知県立高浜高等技術専門校の敷地における土壤汚染について

2019年3月31日に廃止した元愛知県立高浜高等技術専門校（高浜市）の敷地において、建物を取り壊すに当たり、県が自主的に土壤汚染等調査を実施した結果、土壤汚染が判明したのでお知らせします。

汚染が判明した場所は、現在、不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散の恐れはありません。今後、汚染土壤の掘削除去などの土壤汚染対策を適切に行っていきます。

### 1 調査対象地

元愛知県立高浜高等技術専門校

高浜市<sup>あおみちょう</sup>碧海町四丁目1番5、1番6

### 2 調査結果の概要

#### (1) 調査結果の届出について

本日付で、愛知県西三河県民事務所に県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下、「条例」という。）第40条第1項に基づき届出しました。

#### (2) 調査実施期間

2018年6月18日（月）から2019年12月17日（火）まで

#### (3) 調査結果

##### ア 土壤ガス

全ての調査地点で、土壤ガスから調査対象物質は検出されませんでした。

##### イ 土壤溶出量

次表のとおり条例に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.030mg/L (3.0倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～2m	7/357

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## ウ 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	170mg/kg (1.1倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.5m	1/357

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## エ 地下水

調査した全ての地点で、条例に規定する地下水基準に適合していました。

## 3 今後の対応

今回の土壌汚染に至る原因は特定できませんが、今後、県西三河県民事務所の指導に従い汚染土壌の飛散・流出防止対策を講じながら、汚染土壌の掘削除去を行う予定です。

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

敷地面積 40,341.94 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況等

調査対象地は、1961年から2019年3月末まで、愛知県立高浜高等技術専門校として職業訓練を行う施設が所在していました。当時、職業訓練で塗料やはんだ等の教材を使用していたため、特定有害物質として鉛、六価クロム、ベンゼンの使用履歴がありました。

<調査対象地位置図>



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## ○ 基準を超過した特定有害物質について

### ・ 鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

## ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）

（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは第39条の2第2項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2以下 略

○ 土壤汚染等対策基準について

- 1 土壤溶出量基準  
汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。
- 2 土壤含有量基準  
汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。
- 3 地下水基準  
地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 土壤汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

	特定有害物質の名称	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壤ガスについては、検出された場合に土壤溶出量を調べ、土壤溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。